（経費の賦課）
第百四条　連合会は、定款で定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。
２　会員は、前項の経費の支払について、相殺をもって連合会に対抗することができない。
（加入）
第百五条　連合会の会員たる資格を有する者が連合会に加入しようとするときは、連合会は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。
２　会員に出資をさせる連合会（以下この章において「出資連合会」という。）に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき連合会の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込みを完了した時に会員となる。
３　非出資連合会に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき連合会の承諾を得た時に会員となる。
（脱退）
第百六条　会員は、三十日前までに予告し、事業年度末において脱退することができる。
２　第十四条第二項及び第十五条の規定は会員の脱退について、第十六条から第十八条までの規定は出資連合会の会員の脱退について、それぞれ準用する。この場合において、第十五条第一項第二号中「死亡」とあるのは「解散」と、同条第二項第一号中「に従事しない」とあるのは「を利用しない」と、同項第二号中「出資の払込み」とあるのは「出資の払込み、経費の支払」と読み替えるものとする。
（出資口数の減少）
第百七条　出資連合会の会員は、定款で定めるところにより、その出資口数を減少することができる。
２　第十六条及び第十七条の規定は、前項の場合について準用する。
（発起人）
第百八条　連合会を設立するには、その会員になろうとする二以上の組合又は連合会が発起人となることを要する。
（創立総会）
第百九条　発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。
２　創立総会においてその延期又は続行について決議があった場合には、前項の規定は、適用しない。
３　創立総会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
４　第二十三条第二項から第五項まで及び第百三条の規定は創立総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。
（設立）
第百十条　第二十四条から第二十八条まで（非出資連合会の設立にあっては、第二十五条を除く。）の規定は、設立について準用する。
（定款）
第百十一条　連合会の定款には、次に掲げる事項（非出資連合会にあっては、第六号、第八号及び第九号の事項を除く。）を記載し、又は記録しなければならない。
一　事業
二　名称
三　事務所の所在地
四　会員たる資格に関する規定
五　会員の加入及び脱退に関する規定
六　出資一口の金額及びその払込みの方法
七　経費の分担に関する規定
八　剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
九　準備金の額及びその積立ての方法
十　役員の定数及びその選挙又は選任に関する規定
十一　事業年度
十二　公告方法（連合会が公告をする方法をいう。）
２　第二十九条第二項から第七項までの規定は、連合会の定款及び公告について準用する。
（規約）
第百十二条　次に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。
一　総会に関する規定
二　業務の執行及び会計に関する規定
三　役員に関する規定
四　会員に関する規定
五　その他必要な事項
（定款等の備置き及び閲覧等）
第百十三条　第三十一条の規定は、定款及び規約について準用する。
（役員）
第百十四条　連合会に、役員として理事及び監事を置く。
２　理事の定数は五人以上とし、監事の定数は二人以上とする。
（役員の職務）
第百十五条　理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、連合会のため忠実にその職務を行わなければならない。
２　監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
（理事会の権限等）
第百十六条　連合会は、理事会を置かなければならない。
２　理事会は、全ての理事で組織する。
３　連合会の業務の執行は、理事会が決する。
（代表理事）
第百十七条　理事会は、理事の中から連合会を代表する理事（次条第一項において「代表理事」という。）を選定しなければならない。
（準用規定）
第百十八条　第三十二条第三項及び第四項並びに第六項から第十二項まで、第三十三条から第三十七条まで、第三十八条第三項並びに第四十五条から第五十条までの規定は役員について、第四十条及び第四十一条の規定は理事会について、第四十二条第二項から第五項までの規定は代表理事について、第四十四条及び第五十一条第七項から第九項までの規定は理事について、第四十三条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、第三十二条第四項本文中「組合員」とあるのは「会員たる組合又は連合会の役員」と、同項ただし書中「組合員になろうとする者」とあるのは「会員になろうとする組合又は連合会の役員」と、同条第八項中「一人」とあるのは「選挙権一個」と読み替えるものとする。
２　第五十一条（第七項から第九項までを除く。）、第五十二条及び第五十三条の規定は、連合会について準用する。
（総会）
第百十九条　通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。
２　臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、いつでも招集することができる。
３　次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
一　定款の変更
二　規約の設定、変更又は廃止
三　毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
四　経費の賦課及び徴収の方法
五　連合会への加入又は連合会からの脱退
六　その他定款で定める事項